（別表１）

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

Ⅰ．現状

（１）地域の災害リスク

①地域概要・立地

佐賀市は、佐賀県の南東部に位置する県庁所在地である。人口は、224,390 人（男性　106,341 人、女性　118,049 人）、105,589 世帯（令和８年３月末現在）であり、市域は南北に長く、南側は有明海に面し、南東部筑後川を挟んで福岡県大川市・柳川市に、北東部は脊振山地を境に福岡県福岡市・糸島市に接している。

その中で当会が管轄する当市北部３町村（大和町、富士町、三瀬村）には、27,515 人（男：13,123 人、女：14,392 人）、世帯数 11,987 世帯（令和８年３月末現在）が暮らしている。

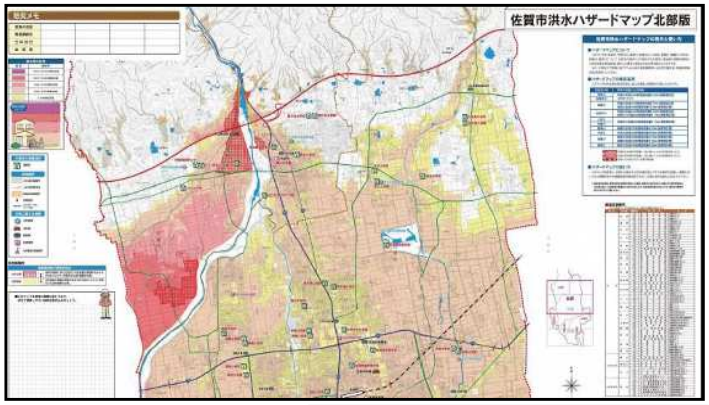
当市の北部３町村は、脊振山地南側山麓のうち市域部分は、川久保断層系の影響で比較的急な斜面になっており起伏が大きい。また地域の中心部を嘉瀬川が流れており、上流の富士町中部に佐賀県最大規模の「嘉瀬川ダム」がある。台風や梅雨時期の大雨による土砂崩れのほか、近年のゲリラ豪雨による低い土地での浸水被害が発生している。

②想定される地域の災害リスク

（洪水：ハザードマップ）

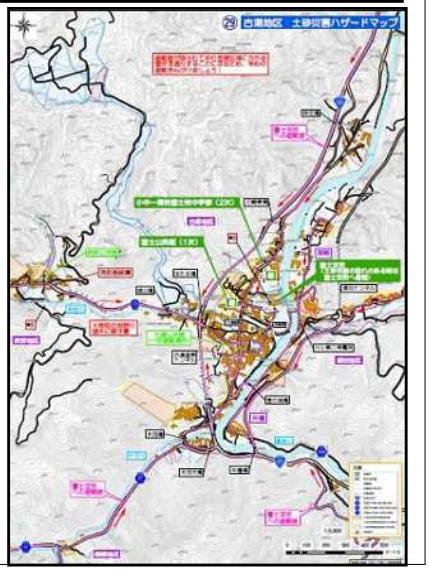
当市洪水ハザードマップ北部版によると、大和町川上地区並びに当会が立地する大和町春日地区は 0.5m～3.0m の浸水が予想されている。

大和地区に多い食品製造事業所が浸水被害に遭った場合、製造現場の汚泥等による衛生面での長期休業等の問題が想定される。



（内水：ハザードマップ）

当市内水ハザードマップ北部版によると、大和町川上地区の鯰川、牟田川、東平川沿いを中心に 0.3m～5.0m の浸水被害が想定される。



（土砂災害：ハザードマップ）

山間地域である当管内では、前線や低気圧、台風等による大雨により、土砂災害が発生するおそれがある地区が全域に点在しており、特に富士町・三瀬村においてがけ崩れや土石流の土砂災害警戒区域並びに土砂災害特別警戒区域が集中している。土砂災害により、管内の道路が寸断されるなど事業者のみならず、日常の生活にも大きな影響を及ぼす恐れがある。

そのため、当市では災害を最小化するためより詳細な地区ごと（富士：31 地区、三瀬：11 地区、大和：12 地区）のハザードマップを作成しており、事前に災害時の経路を確認しておくことが事業を継続する上で重要になってくる。

令和 5 年 7 月の大雨では、数か所で土砂崩れが発生し、宿泊施設ではキャンセルが相次いだほか、一時営業停止となった事業所もあった。



（地震：当市ハザードマップ）

近年では、2026 年 7 月の熊本地震で、当市は震度 4 を観測。市内での人的被害はなかった。地震ハザードステーションの防災地図によると、今後 30 年震度 5 強以上の地震に見舞われる確率は 26%以上である。

一方、佐賀県地震被害等予測調査によると、佐賀平野北縁断層地をはじめ、県内や周辺地域に存在する活断層（帯）を震源とする地震により、震度 6 弱または震度 5 強の地震があるといわれている。

（感染症、サイバー攻撃等）

新型インフルエンザ等（感染症）は、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない感染症が発生した場合には、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

また、事業運営において電子やインターネット上での取引は全業種に及んでいるほか、生成 AI の活用や SNS 活用の普及により全業種において、サイバー攻撃による情報漏洩や情報機器の故障等のリスクへの対応が急務となっている。

（その他）

佐賀市北部に位置する当会管内で発生する災害の多くは、大雨による山間部急傾斜地の崩壊、低地の浸水や河川の氾濫などの水害が最も多く、その他暴風雨被害、雷害、雪害などがある。令和 6 年の台風 10 号では、暴風による看板等への被害、落雷による設備の破損等の被害が多数発生した。

（２）域内の商工業者の状況（令和８年４月１日時点）

・商工業者数　　799 事業者
・小規模事業者数　717 事業者
（うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は 57 事業者）

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数（うち事業継続力強化に取り組んでいる者）	備　考（事業者の立地状況等）
商工業者	建設業	195	183（15）	管内に広く分散しているが、大和町が多い。
	製造業	62	58（6）	大和町を中心に食品製造関連の企業が多い。
	卸売業	25	21（2）	大和町に集中している。
	小売業	160	130（15）	管内に広く分散している。
	飲食・宿泊業	126	118（8）	飲食は大和町に、宿泊は富士地区が多い。
	サービス業	190	174（10）	富士・三瀬地区には観光関連企業が多い。
	その他	41	33（1）	管内に広く分散している。

※事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は、当会が支援に携わっている者のみが把握できている状況。

（３）これまでの取り組み

１）当市の取り組み

・佐賀市地域防災計画の策定（最新版：令和８年７月）
・佐賀市水防計画の策定（最新版：令和８年３月）
・佐賀市国土強靭化地域計画の策定（令和２年５月）
・佐賀市排水対策基本計画の策定（最新版：令和８年３月）
・佐賀市総合防災訓練（毎年１回）
・水防警戒箇所巡視（毎年５月）
・市職員情報伝達訓練（年３回程度）
・防災備品の備蓄
・最新版ハザードマップの配布
・自主防災組織の研修会及び出前講座の開講
・災害時において迅速な避難行動を促し市民の安全を確保するため、防災カメラ映像、メール、SNS 等を利用し、市民に防災情報を提供
・佐賀市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
（平成 21 年３月策定、改定：平成 26 年 11 月、令和８年３月）

２）当会の取り組み

・全国商工会連合会等主催の BCP 策定セミナーへの参加推進
・個別事業者に対する BCP の必要性に関する周知啓蒙
・事業継続力強化計画に係る国県施策等の情報発信
・事業継続力強化計画策定・認定申請に係る個別支援
・県中小企業事業継続力強化支援事業費補助金の活用支援
・発災時における「特別相談窓口」設置による被災事業者の支援

・各種共済保険制度への加入促進
・防災備品の購入
・当会発行のビジネスダイアリー「市危機管理防災課」は情報提供している『これだけはやっておくべき４つのこと』周知による『自助』対策の周知啓蒙
・台風や大雨警報時にHPにて『災害事前対策』の情報発信
・台風や災害級の大雨の際、当市や関係機関へ災害・事業所への被害状況等の報告

３）事業継続力強化支援計画の実施状況

・BCP及び事業継続力強化計画策定に係る指導　７社
・事業継続力強化に関するセミナー周知　年２回
・あいおいニッセイ同和損保会社と連携した希望企業へのハザード情報提供　37社
・佐賀市危機管理防災課の情報提供を大雨・台風予報時にHPにて告知　年３回程度
・防災備品の購入　毎年状況に応じた備品を購入
・当市担当課への災害時被害情報共有　２回（令和５年７月大雨、令和６年台風10号）

Ⅱ．本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

①第１期計画において、災害発生前の事前対策の周知啓蒙や災害発生時に被害状況の情報を当市担当課や関係機関へ報告することで被害状況の共有を行っている。しかしながら、特に、経営における最優先課題が「売上の維持・拡大」にある管内小規模事業者にとって、BCP策定や事業継続力強化への取り組みは優先順位が低く、場当たり的な対応となってしまっている。

②災害に関しての保険・共済が多様化しており、職員の災害支援に対する知識・ノウハウの習得が十分とは言えない状況である。

③新型コロナウイルス感染症のような感染症リスクやサイバー攻撃への不安は、状況が安定していくと事前の対策意識が薄れていってしまい、対応策がおろそかになっている。

【対策】

①BCP策定や事業継続力強化への取り組みによる効果等を周知啓蒙するとともに、中小企業基盤整備機構等が支援する策定支援の情報等を発信することで、策定意識を高めていくとともに、事業継続力強化への取り組み状況を把握することで、事業者にとってどの分野を強化していく必要があるかについて、認識強化を図っていく

②小規模事業者のリスクヘッジを図るためには、職員の災害に関しての保険・共済の知識の習得並びに域内のハザード情報を認識しておくよう最新情報の収集に努める。

③管内小規模事業者に対し、継続して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、マスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性について周知啓蒙を図るとともに、サイバー攻撃の危険性や対策については、佐賀県警等が周知する情報等について周知啓蒙を図る。

Ⅲ．目標

・管内小規模事業者に対する事業継続力強化計画の策定支援や施策等の情報発信を通して、自社の実情に応じた事前対策と発生時の早期対応の重要性及び災害発生時の経営リスクに対する認識を深める。
・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当市へ当会の被害情報を共有し、早期の実態把握と復旧支援に向けた連携体制を整備する。
・発災後速やかな復興支援策を実施できるよう、また、管内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがない。「海外発生期」「国内感染者発生期」「国内感染拡大期」「社内感染者発生期」と細分化することも有用）には速やかに拡大防止措置を行えるように、組織内における体制、当会被災時の代替支援体制の整備、関係機関等との連携体制を平時から構築する。
・近年、増加するサイバー攻撃に対して、情報管理体制や関係機関との情報体制の整備を通常に経営において意識していくよう啓蒙していく。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。
①事業継続力強化への取り組み状況の把握を年 30 社（新規・更新）実施する。
②年 3 社に対して事業継続力強化計画策定・見直し・更新の支援を行う。
③損害保険加入・補償強化の取組を年 1 回災害発生の多い時期より前に実施する。
④事業継続力強化対策（各種自然災害・感染症発生・サイバー攻撃）についての職員の支援力向上のため、年 1 回勉強会を実施する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1　事業継続力強化支援事業の実施期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日

2　事業継続力強化支援事業の内容

佐賀市北商工会（以下・当会）と佐賀市（以下・当市）の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

（1）管内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

・当会では管内巡回を行っており、各種支援策等の情報提供を行う際に、事業継続力強化への取組状況をヒアリングし、職員間で共有を行う。
・当会で事業計画策定や補助金の支援を行う際に、取組状況をヒアリングし、把握する。
・火災保険加入相談の折に、取組状況をヒアリングし、把握する。
・当市が実施する事業者向けアンケート調査を活用し、取組状況を把握する。

（2）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

・当会会報に年 1 回、事業継続力強化計画に関するメリット、策定支援等を掲載し、災害発生時の事業停滞回避のための事前対策と意識の向上を図る。
・会報や市広報、ホームページ等において、国、県、市の施策やリスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業継続力強化計画認定事業者の紹介等を行う。
・経済産業省 HP に掲載のリスクファンナンス判断シート等を活用し、リスクファイナンスの考え方を啓発し、災害発生時の資金繰りについて注意喚起を行う。

・感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
・佐賀県警等関係機関が実施する「サイバーセキュリティ対策セミナー」等への参加を促すほか多発するサイバー攻撃による事業停止等の被害例を説明することで、事業者の事業継続力強化の取り組み意識を向上させる。

（３）フォローアップ
・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、（一社）日本中小企業診断士協会連合会が実施する実効性向上支援事業を紹介する。（HP： https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/）
・災害規模が拡大していく近年の状況を踏まえ、災害・サイバー被害等の情報を説明することで事業継続力強化の取り組みの強化や再策定、再申請を促す。

（４）知見の共有及び事業継続力の底上げ
・会報やホームページにおいて、事業継続力強化に関する好事例を紹介・共有・提案する。
・青年部や女性部、当会の業種別部会等の同業者へ同地域の事業継続力強化の取り組みを共有することで、底上げを図る。

（５）関係団体等との連携
・全国商工会連合会が連携協定を締結している、あいおいニッセイ同和損害保険㈱及び東京海上日動火災保険㈱や佐賀県火災共済協同組合と連携し、管内事業者を対象として普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を実施する。
・関係機関（行政、金融機関等）への普及啓発ポスター掲示依頼やセミナー等の共催を実施する。
・佐賀県商工会連合会や佐賀県警等と連携して、サイバーセキュリティ対策の周知を実施する。

※その他
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

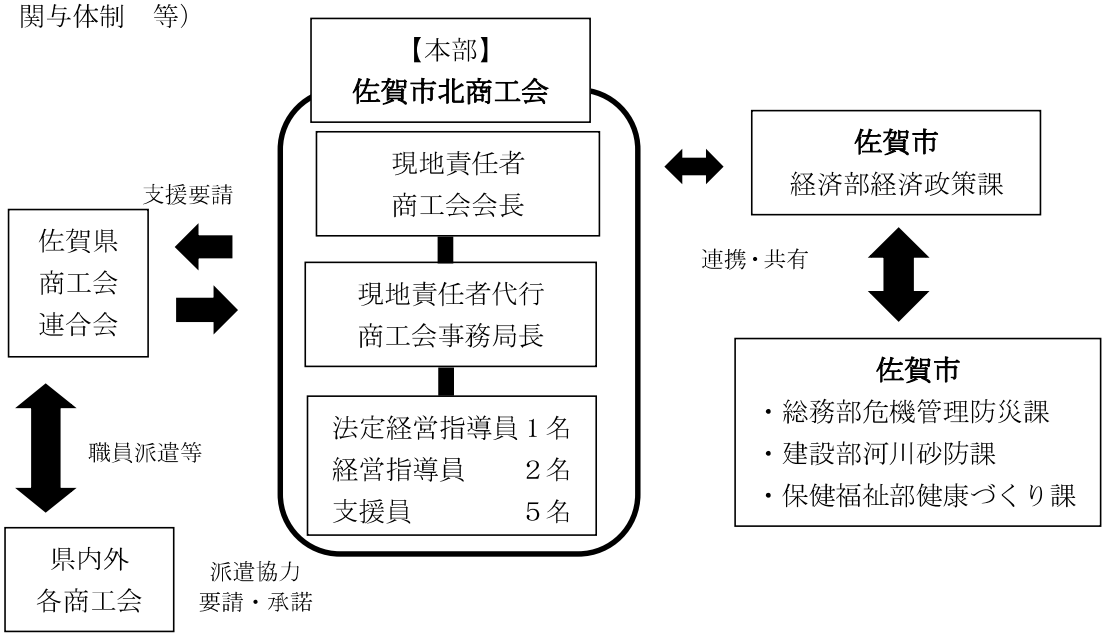
（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

（令和８年 10 月現在）

（１）実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制　等）



①佐賀県及び佐賀市との連携体制

・自然災害等発生時に管内の小規模事業者の被害状況について、佐賀県商工会連合会が作成した被害状況把握・報告様式にて、県（佐賀県商工会連合会を経由）及び市と共有する。

・市及び県等の事前対策並びにハザード情報、防災情報、被害発生時の支援策等について、連携して周知を行う。

②当会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

・事業継続力強化の取組状況については、法定経営指導員を中心に、職員がペア巡回にてヒアリングを行い、管内を大和・富士・三瀬に分けて把握する。

・事業継続力強化計画策定からフォローアップについては、法定経営指導員１名、経営指導員２名の３名体制で支援を行う。

③定量的に実施状況を把握し、評価を行う体制

・法定経営指導員１名、経営指導員２名、支援員５名の体制で実施状況を定量的に把握し、３月の職員会議で、事務局長を含めた職員全員の９名にて評価するとともに、次年度の実施体制や取組みについて検討する。

④経営指導員等の資質向上に係る体制

・年１回の防災訓練にて防災・減災の意識向上、事業者へのリスク対策の知識習得を図る。

・関係機関等が実施する事業継続力強化セミナーやサイバーセキュリティ対策セミナーに参加し知識共有を職員間で図る。

（２）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

[redacted]　（連絡先は後述（３）の①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等）

・本計画の具体的な取組みの企画、実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し（年１回程度行う）

（３）商工会、関係市町連絡先

①商工会

佐賀市北商工会

〒840-0201　佐賀市大和町尼寺 1854-5　TEL：0952-62-0174　　FAX：0952-62-2786

Mail：sagakita@sashoren.or.jp

②関係市町

佐賀市役所　経済部経済政策課

〒840-8501　佐賀市栄町 1-1　　TEL：0952-40-7102　　FAX：0952-26-6244

Mail :keizai@city.saga.lg.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
必要な資金の額	120	120	120	120	120
セミナー等開催費	50	50	50	50	50
周知等通信費	50	50	50	50	50
備蓄品購入費	20	20	20	20	20

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・事業収入・補助金（国・県・市）

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

（別表４）

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等